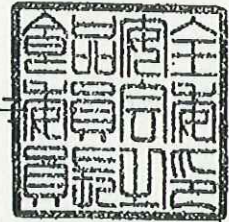


府 食 第 2 7 7 号
平成 2 3 年 3 月 3 1 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

食品安全委員会

委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年3月14日付け厚生労働省発食安0314第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の事項について、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に定められた乳及び乳製品の容器包装に係る規格基準に関し、以下の改正を行うこと。

- 1 有害試薬を使用しない試験法への変更
- 2 分析精度の向上のための試験法の変更
- 3 規格値の明確化
- 4 規定された試験法と同等以上の試験法を使用できることとする変更